

議案第164号

川崎市準用河川占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市準用河川占用料徴収条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和2年11月24日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市準用河川占用料徴収条例の一部を改正する条例

川崎市準用河川占用料徴収条例（平成12年川崎市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第2条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、占用期間が1月未満であるものについての流水占用料等の額は、同項の規定により算出した額に100分の110を乗じて得た額とする。

第2条に次の1項を加える。

- 4 第1項及び第2項の規定により算出した額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

別表土地占用料の項中「230円」を「280円」に、「350円」を「430円」に、「470円」を「580円」に、「200円」を「250円」に、「320円」を「400円」に、「440円」を「550円」に、「20円」を「25円」に、「400円」を「500円」に、「8円」を「10円」に、「12円」を「15円」に、「18円」を「22円」に、「24円」を「30円」に、「36円」を「45円」に、「48円」を「60円」に、「85円」

を「100円」に、「120円」を「150円」に、「240円」を「300円」に、「130円」を「160円」に、「760円」を「890円」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

準用河川の土地占用料の額を改定するため、この条例を制定するものである。